

市道岸谷本線道路拡幅可能性調査業務委託
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、静岡県熱海市役所（以下「委託者」という。）の実施する「市道岸谷本線道路拡幅可能性調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、逢初川沿い両岸道路の暫定計画の一環として狭隘道路である市道岸谷本線において道路拡幅（ $W=4.0\text{m}$ ）の可能性について調査を行うもの。

(業務範囲)

第3条 業務対象範囲は、市道伊豆山神社線から市道岸谷2号線に接続する部分 $L=163\text{m}$ の区間について実施するものとする。

(業務内容)

第4条 本業務の業務内容は、次の各号に示す通りとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

1 現地踏査 1 式

- ・業務範囲の地形・構造物・周辺環境の確認を行うもの。

2.資料整理（平面図・代表断面）

- ・業務範囲において、諸条件で道路を拡幅した場合に必要な資料を整理するもの。

(打合せ協議)

第5条 打合せ協議は、業務着手時、各作業中の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1. 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査内容等の打合せを行う。

2. 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは図面作成時等の区切りにおいて、中間打合せを1 回行うことを標準とする。

3. 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4. その他監督員が必要と認めた場合

(資料の提供)

第6条 本業務に必要な資料等は、委託者より受託者へ提供または貸与する。

(成果品)

第7条 成果品は、次に示すとおりとする。なお、提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 報告書(A4 版、パイプ式ファイル) | 2 部 |
| 2. 電子データ(CD-R) | 1 式 |
| 3. その他、委託者が必要とするもの | 1 式 |

(疑義)

第8条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。